

令和7年度実施 尼崎市職員採用試験

〔事務（福祉）SV〕 ※係長級採用

Aコース 正規職員／Bコース 任期付き職員

- ◆ 採用予定日 令和7年8月1日以降で調整
- ◆ 受付期間 いつでもエントリー可能
- ◆ 受付方法 インターネットによる申込み
※ 市役所窓口では受け付けません。

申込みはこちら↓



<https://public-connect.jp/user/employer/8453>

1 募集区分及び受験資格

※ 採用予定者数の確保状況により、予告なく募集を終了する場合があります。

試験区分	採用 予定者数	コース	生年月日	学歴	受験資格
事務(福祉SV)	5人程度	Aコース	昭和41年4月2日 以降に生まれた人 (満59歳まで)	大学	①資格要件 社会福祉士 又は 精神保健福祉士 に登録されている人 ②職務経験要件 ・児童相談所における指導教育担当児童福祉司(SV)としての実務経験を有する人 又は ・民間企業や自治体等における職務経験が8年以上ある人 (採用日時点)。ただし、そのうち児童相談所における児童福祉司として5年以上の実務経験を有していること。
事務(福祉SV) ※任期付職員		Bコース	不問		上記の下線部を除く要件

※ その他留意事項

ア 地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

イ 上表の学歴欄「大学」、「短期大学」、「高等専門学校」、「高等学校」とは、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校その他これに相当すると本市が認める学校等をいいます。

ウ 持参・郵送による受付はしませんので必ずインターネットでお申込みください。

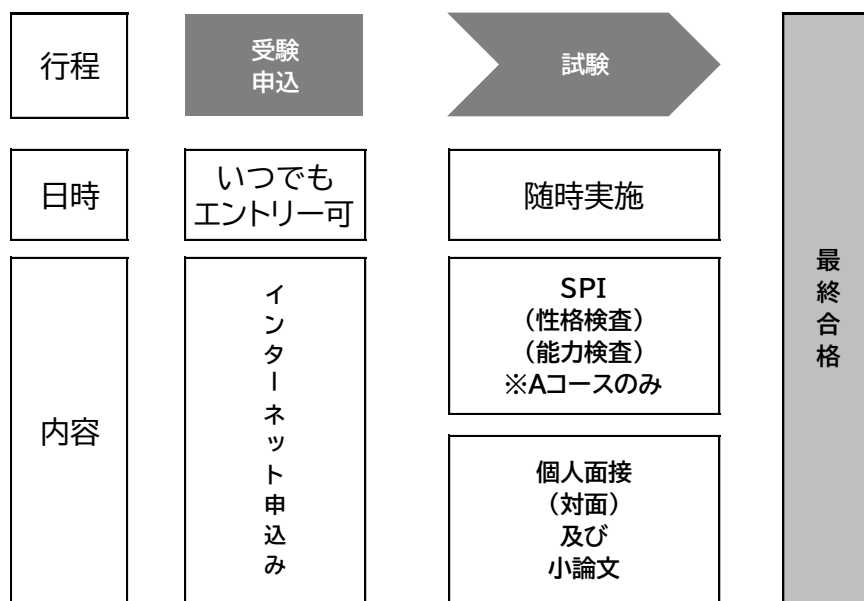
エ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。

オ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。なお、卒業・修了や資格・免許取得の見込みを要件として受験した人は、この採用試験に合格しても、卒業・修了や資格・免許を取得できなかった場合には採用することができません。採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

カ 本年度中に実施した職員採用試験を受験し不合格となった方は同区分の試験を受験することはできません。ただし、会計年度任用職員採用試験、育休任期付職員採用試験とは併願可能です。

2 試験フロー及び試験日程等について

試験フロー及び試験日程等については下図のとおりです。



※各試験の実施日時及び合格発表については、個別に案内予定です。

3 職務内容

試験区分	職務内容
事務(福祉SV) (Bコースも同様)	在宅及び福祉施設における福祉に関する支援・助言・指導、こどもの福祉、その他の福祉施策の推進、児童相談所(※設置準備中)におけるケースワーク(児童福祉司)、一時保護所(※児童相談所に併設予定)における生活指導(児童指導員)等業務、相談員の人材育成及び一般行政事務

※ 将来的に上記の職務内容以外の部署へ配属となる可能性があります。また、児童相談所の開設まで、先進自治体等にて業務を習得するための研修派遣となる可能性があります。

4 受験申込手続

インターネットによる電子での申込みのみとなります。

詳細は[共通事項](#)を参照ください。

5 試験内容等 ※各試験における注意事項は共通事項にてご確認ください。

(1) 試験

試験内容	SPI（基礎能力検査（択一式）） ※ SPI（性格検査）及び（能力検査）どちらも受験が必要です。
試験場所・方法	各受験者が選択する以下の会場で受験してください。 （性格検査：自宅等（オンライン） 能力検査：テストセンター） ※ 株式会社リクルートマネジメントソリューションズが設置している全国のテストセンター会場で受験いただきます。 （会場情報： https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html ） ※ SPI（性格検査）は、SPI（能力検査）より前に受験いただく必要があります。
試験内容	個人面接（対面）及び小論文
試験方法	対面
試験場所	尼崎市役所（尼崎市東七松町1丁目23番1号） 予定

6 合格者の決定方法及び発表

共通事項を参照ください。

7 合格から採用までの流れ

共通事項を参照ください。

8 勤務条件

(1) 役職

採用後は係長級として任用します。

(2) 初任給等

例：５０歳で実務経験２８年を有する場合 月額４３１，５３０円（地域手当を含む）

４０歳で実務経験１８年を有する場合 月額３９６，９８０円（地域手当を含む）

※ 上記はあくまでも参考例であり、給与の最低額を保証するものではありません。

※ 採用時の年齢や実務経験年数に応じて、変わる場合があります。

※ 給与支給月額が上限に達する場合があります。

(2) 賞与（期末・勤勉手当）

６月・１２月の年２回支給（令和６年度実績４．６か月）

※ 在職期間で支給率が変動しますので、初年度は上記の年収より減額となります。

(3) その他手当

扶養手当・住居手当・通勤手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

※ (2)の給与にはその他手当は含まれていません。

(4) 勤務形態

勤務時間は月曜日から金曜日までの午前８時４５分から午後５時３０分までです。

ただし、勤務場所によっては異なる場合があります。

※ 児童相談所・一時保護所（設置準備中）では、土曜日、日曜日、祝日及び夜間勤務が発生する可能性があります。

(5) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇（４月１日採用の場合、年次有給休暇は２０日、夏季休暇は６日）などがあります。

(6) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

尼崎市役所本庁舎は、敷地内禁煙です。

※ 勤務場所により、受動喫煙防止措置の状況は異なります。

尼崎市採用試験ＨＰ



尼崎市採用担当Ｘ



尼崎市公式ＦＢ



お問い合わせ先 尼崎市総務局人事管理部人事課
住 所 〒６６０－８５０１ 尼崎市東七松町１丁目２３番１号
電 話 （０６）６４８９－６１７７（直通）
Ｆ Ａ Ｘ （０６）６４８９－６１７０
Ｍ Ａ Ｉ Ｌ ama-saiyou@city.amagasaki.hyogo.jp

